

セントビンセント入国に際する検疫実施措置の更新

3月25日、セントビンセント保健省は、同国入国時過去14日以内にカナダを訪問していた渡航者を、14日間の検疫措置とする旨の入国規制措置を発表しました。

1 同国入国時14日以内にカナダを訪問していた渡航者を、14日間の検疫措置とする。

2 これにより、中国、イラン、韓国、米国（ヴァージン諸島及びプエルトリコを含む）、英国、欧州（含む仏領グアドループ、マルティニーク、セントマーティン、ギアナ）、カナダからの渡航者は、14日間の検疫措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府HP

<http://www.gov.vc/>

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸）

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjipMSw4IzL-sG4JII

新型コロナウイルス感染症に関する情報リンク（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

各都道府県の帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。